

原子力防災対策に関する申し入れ（案）

関西広域連合では、関西電力高浜発電所3・4号機の再稼働や同1・2号機の運転期間延長に向けた動きが進む中、昨年12月25日、国に対し、これらに関する課題について、申し入れを行った（以下、「前回申し入れ」という。）。

その後、3・4号機に関し原子力規制委員会において審査書がとりまとめられ、3月27日の広域連合委員会において、原子力規制庁からこれに関する説明を聴取した。また、昨日、原子力災害対策指針の改定が行われたが、実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった。

前回申し入れのうち、十分な対応が図られていない部分もあり、加えて、新たな課題も生じている。

については、下記の事項について、国において早急に対応されることを求める。

なお、これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。

記

- 1 P A Z、U P Zの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること。また、安全協定によらずとも、自治体が国や事業者と平時から情報連絡や意見交換を行い、安全確保について提言できる仕組みを構築すること。
- 2 原子力発電所の再稼働は、どのような判断基準でどこがどのような手順で認めるのか、リスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること。そのなかで同意を求める範囲等、立地自治体及びP A Z、U P Z区域を含む周辺自治体の位置づけを明らかにすること。
- 3 上記2点並びにS P E E D I等の予測を活用した避難やU P Z圏外の地域における防護措置のあり方、避難対策の実効性確保等、これまで関西広域連合が主張してきた点について明確な根拠をもって説明されたい。

平成27年4月23日

関西広域連合

連合長	井 戸 敏 三	(兵庫県知事)
副連合長	仁 坂 吉 伸	(和歌山県知事)
委 員	三 日 月 大 造	(滋賀県知事)
委 員	山 田 啓 二	(京都府知事)
委 員	松 井 一 郎	(大阪府知事)
委 員	平 井 伸 治	(鳥取県知事)
委 員	飯 泉 嘉 門	(徳島県知事)
委 員	門 川 大 作	(京都市長)
委 員	橋 下 徹	(大阪市長)
委 員	竹 山 修 身	(堺市長)
委 員	久 元 喜 造	(神戸市長)